

- 予算案件 …………… 11件
- 条例案件 …………… 18件
- 人事案件 …………… 3件
- その他案件 ……… 2件

この定例会には、令和7年度各会計予算、条例の制定・一部改正、人事案件など34議案が市長より提出され、いずれも原案のとおり可決・同意・承認されました。

質疑と答弁の要旨の一部は次のとおりです。QRコードを読み取ると議案質疑の録画映像をご覧いただけます。



議案
第12号

旭市犯罪被害者等支援 条例の制定

**犯罪被害者等が受けた被害の軽減
や回復を図るため条例を制定**

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るため、新たに条例を制定する。

問 この支援条例の制定に伴って、参考にした法令や文獻、ほかの自治体を参考にした場合、この自治体の条例を参考にしたのか。

答 参考にした法令や条例は、犯罪被害者等基本条例と、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律、それと刑法など。参考にした自治体は、千葉県、千葉市、四街道市、印西市など。

問 犯罪被害者が職場復帰するための支援は、どのように行う予定か。

答 犯罪被害者等が被害に遭った後も、職場の理解を得て働き続けるということが当然望ましいと考えている。そのため、本条例の第6条で事業者の責務にあるとおり、事業者は基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めることとしている。犯罪被害者等の就労、その他その犯罪等による

被害者に関して事業者に求められる手続きなどについても、十分配慮するよう努めるものとしている。また、犯罪被害者等が同じ職場で働き続けることが困難な場合には、ハローワーク等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた就労支援を実施していきたいと考えている。

問 助成金の金額が明記されていないが、なぜか。

答 見舞金の金額や支給対象者、申請方法、支給金額等の詳細については、規則で定めていく。

問 犯罪被害者支援のための基金を創設する考えはあるか。もし、考えていないということであれば、財源の確保について、今後の方針や考えを伺う。

答 現在、市としては犯罪被害者を支援するための基金を創設する考えはない。支援する財源については、市の一般会計から支出する。

議案
第27号

旭市営住宅の設置及び管理 に関する条例の一部改正

**西野住宅5戸、池の端住宅5戸に
ついて用途廃止を行う**

西野住宅と池の端住宅は、ともに昭和40年代に建築され、築後50年以上が経過し、耐用年数を超過していることから、老朽化が著しく、住環境や防災などの管

理面でも支障をきたしている。ともに新規募集を停止し、空き家になった住宅から、順次用途廃止を行っている。

問 市は公営住宅をこれからどのようにしていくのか。

答 個別施設計画では、老朽化した古い公営住宅については、政策空き家として用途廃止し、解体していくとなっている。今後については、新たに公営住宅を造るといよりは、民間のアパートを借り上げ住宅にするという手法を取っていく必要があると考えている。

問 市営住宅を借り上げてという案が出たが、本当にそういうことを今の市政の中で考えているのか。

答 借り上げ住宅というのは、新たに市営住宅を造っても、その後の維持管理なり、老朽化施設の解体、そういった問題も伴うので、旭市だけではなく、全国的にそういった検討はされている。旭市で具体的な計画があるかという点、それはまだないが、個別施設計画の中では、それを検討するという点にはなっている。市で民間のアパートが不足している状況であればともかく、余裕がある状態であれば、それを使わせもらうほうが合理的であるし、設備が一通りそろっている住宅が比較的早期に手に入るといこともあるので、そういった考えがあるというところ。